

図1 法創造とは何か

の間の論争が機能している。このような仮説法ルールの生成と検証を繰り返して検証に耐えたもの、すなわち、反証されないもの、あるいは最も反証されることが少なかったものが、問題解決のための法ルールとして創設され、適用されるのである。上記の原理は図1に表される。

法創造教育とは、学生の法創造思考力を開発する教育である。従来の教育は、結果的には、法的知識の供与を主とした。これからの（法科大学院での）法学教育では、法的思考力（Legal Mind）の育成に実をあげることが重要である。日本の法律家に特に必要とされているのが、法創造思考力である。

本研究は、まず法適用においてより適切な法を創造する原理と方法の科学的解明を行う。そしてそれを通じて、我が国における新しい法創造教育方法を開発する。その際、人工知能関連技術を利用して法創造教育支援システムを構築する。

本研究プロジェクトのメンバーと研究課題について紹介させていただく。本研究の研究代表者は著者、吉野 一である。研究分担者は、新田克己（東京工業大学）、加賀山茂（名古屋大学）、太田勝造（東京大学）、執行秀幸（中央大学）、河村寛治（明治学院大学）、坂本正光（明治学院大学）、鈴木宏昭（青山学院大学）、櫻井成一郎（明治学院大学）、松村敏弘（東京大学）であり、研究協力者は角田篤泰（名古屋大学）、金井 貴（明治学院大学）である。本研究は、相互に関連する次の四つの研究課題から構成される（括弧内にその研究課題の分担者をあげる）。

1. 法創造基礎の理論的解明

法適用における正義・公平判断の論理分析（吉野）および法と経済学的分析（松村）・ゲーム理論的分析（太田）を行い、より良い法の創造方法の基礎理論の構築を行う。

2. 実務と教育における法創造の実際の解明

大陸法における法解釈の事例分析を行うとともに、米国のロースクールでのプロブレムメソッド（事例問題を解くという形で教育する方法）とケースメソッド（諸判決例から法ルールを抽出するという方法）、ソクラティックメソッド（問答形式で教育する方法）とディスカッ

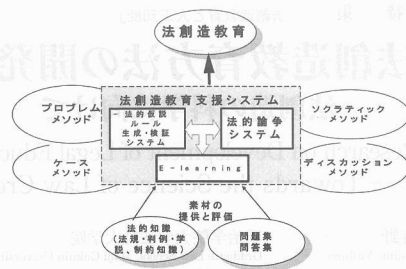


図2 法創造教育方法と法創造教育支援システム

ンメソッド（学生の自由な議論を教師が導く形で教育する方法）の教育事例を分析し、両者を比較する（吉野、加賀山、執行、河村、坂本）。

3. 法創造教育方法の開発

上記の四方法を法創造教育のために一層有効に用いる方法を研究し（吉野、加賀山、河村、坂本）、教育効果の教育心理学的・認知心理学的分析（鈴木）を行いつつ、法創造教育方法を開発する。

4. 法創造教育支援システムの開発

法創造教育を支援し実現していくために法創造教育支援システムを開発する。開発されるシステムは、関連する法的知識（法規、判例、学説および制約知識）を整理し、問題集や問答集を整備して、Web上および知識ベースに搭載している（吉野・加賀山・櫻井）。また、①法的仮説生成・検証システム（櫻井）、②法的論争システム（新田）、および③e-learningシステム（吉野・櫻井・加賀山）からなる。以上の諸研究分担者の研究が融合して本研究プロジェクトの研究目的「法創造教育方法の開発研究」が実現されるのである*2。

本研究の研究目的と研究課題、そしてその実現方法の観点から整理して図示したものが、図2である。

前述のように、法学教育の方法としては、教育素材の観点からプロブレムメソッドとケースメソッドからなり、授業の進め方の観点からはソクラティックメソッドとディスカッションメソッドからなる。プロブレムメソッドは事例問題を解くという形で教育する方法、ケースメソッドはケース（判決例）からルールを見つけて出すという形で教育する方法である。ソクラティックメソッドは教師が学生に質問し学生が答えるという問答形式で教育する方法、そしてディスカッションメソッドは、学生のディスカッションを教師が導くという形で教育する方法である。我々は、これらを統合的に用いるという方向で法創造教育方法を開発している。そしてそれを支援する法創造教育支

*2 本特集号への執筆は、このうち1から太田・松村および吉野が、2から加賀山が、3および4から吉野・櫻井が、そして4から新田・櫻井が担当した。

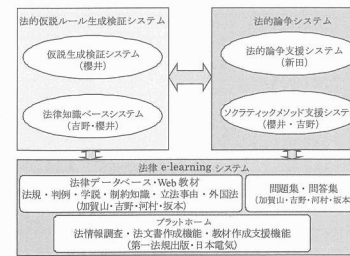


図3 法創造教育支援システム

援システムとしては、Web教材作成・提供を中心とするe-learningシステムを基盤として、仮説法ルールの生成・検証システムと法的論争システムを構築している。前者は法律知識ベースシステムLES-5を発展させる形で、後者は新田がその法的論争システムを発展させる形で、開発し、さらにソクラティックメソッド支援システムを新たに開発している。e-learningシステムとしては、法学教育に一般的に利用可能なプラットフォームも構築している。なお、e-learningのプラットフォームの開発については、日本電気株式会社および第一法規出版株式会社に協力をいただいている。開発される法創造教育支援システ

ムの構造と開発担当者を、図3に示す。

最後に、一言付言したい。法は、平和な社会、より良い社会を実現するための、社会的道具である。より良い法が創造されていくことが、より平和な社会、より良い社会を実現していくために必要である。これまでの法学は、厳密な意味では、法創造に関する科学的方法を持ち合わせてはなかった。科学的方法に裏打ちされ、助けられて、より良い法を創設していくことが人類社会の発展のために要請される。本研究は、人工知能の理論と技術を応用した「法創造の科学」の確立へ向けての努力でもある。本研究プロジェクトに携わっている者は、本研究により、「法創造の科学」への道が開かれることを願っている。

2004年7月1日 受理

著者紹介



吉野 一（正会員）

1962年慶應義塾大学法学部卒業。1968年同大学院法学研究科博士課程単位取得退学。1972年明治学院大学法学部専任講師、1975年同助教授、1982年同教授、2004年明治学院大学法科大学院教授。